

議員提出第2号

久喜市議会定例会条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年1月25日

提出者 久喜市議会議員  
岡崎克巳  
宮崎利造  
上條哲弘  
杉野修  
猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明 様

久喜市議会定例会条例

久喜市議会定例会条例（平成22年久喜市条例第7号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく久喜市議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了、議会の解散又は議員が全てなくなったことにより、一般選挙が行われる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第102条の規定による定例会の実施方法を変更するため、この案を提出するものであります。